

競争的資金等に係る不正行為等の取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、「競争的資金等の取扱規程」に基づき、競争的資金等を使用した研究活動における不正行為等に関する取扱いに関して定め、構成員による不正行為等の防止、研究活動の公正の確保及び競争的資金等の適正な運営管理に資することを目的とする。

- 2 この規程における「研究活動」とは、宇宙戦略基金を使用した技術開発に関することを含む。

(定義)

第2条 本規程における用語の意義は、「競争的資金等の取扱規程」に定めるほか、別に本規程で定義される場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 競争的資金等：関係府省から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金であり、宇宙戦略基金を含む。
- (2) 配分機関：競争的資金等を配分する関係府省等
- (3) 構成員：研究代表者、研究分担者、各研究等を管轄するグループに属する役職員並びに競争的資金等の運営・管理に関わる役職員
- (4) 不正行為：故意又は重大な過失による、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。
 - a. 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - b. 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - c. 盗用：他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- (5) 不正使用：故意又は重大な過失による、競争的資金等の他の用途への使用、又は競争的資金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した使用
- (6) 不正受給：偽りその他不正の手段により競争的資金等を受給すること
- (7) 不正行為等：不正行為、不正使用及び不正受給をいう。

第2章 告発等の受付

(通報窓口)

第3条 競争的資金等を使用した研究活動における不正行為等の疑いに関する社内外からの告発等を受け付けるため、以下の通報窓口を置く。

<通報窓口>

SPACE COTAN株式会社 内部監査室

メールアドレス：whistle-blowing@spacecotan.com

- 2 告発等を受けた内部監査室長は、その内容を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた統括管理責任者は、告発等があった旨を、第一報として最高管理責任者に報告する。
- 4 告発等は、原則として当該告発等を行う者（以下「告発者」という。）の氏名を明らかにした上で、次に掲げる事項を明示し行われなければならない。
 - (1) 不正行為等を行った疑いがある者（以下「被告発者」という。）の氏名
 - (2) 不正行為等の態様及び事案の内容
 - (3) 不正行為等と判断できる合理的理由及び実証的証拠
- 5 内部監査、配分機関による調査、会計監査人による監査、税務調査、その他報道等により不正行為等の疑いが指摘された場合は、第2項に定める報告があったものとみなす。

(秘密保持義務)

第4条 本規程に定める業務にかかわる全ての者は、本規程に基づく不正行為等の調査等に関し知り得た内容（既に公知であるものを除く。）を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 最高管理責任者及び統括管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないように、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。但し、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者、統括管理責任者及びその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発

者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第5条 最高管理責任者は、告発をしたことを理由として、当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 構成員は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、告発したことを理由として、当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他、当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。但し、当該告発が悪意に基づく告発であったことが判明した場合を除く。

(被告発者の保護)

第6条 最高管理責任者は、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 構成員は、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他、当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第7条 告発者は、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究活動を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

(予備調査)

第8条 統括管理責任者は、第3条2項の報告を受けて、告発等の内容の合理性及び調査可能性を検討し、予備調査を行う必要があると認める場合には、経営管理グループに対し、必要な予備調査及び適切な対応を指示するものとする。

- 2 前項の指示を受け、経営管理グループは、原則として告発等の受理日から30日以内に予備調査を終了し、その結果を統括管理責任者に報告する。

- 3 予備調査においては、被告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。但し、告発者が悪意に基づく告発等を行った疑いがあると認められる場合には、告発者に対しても、弁明の機会を与えることができる。
- 4 統括管理責任者は、第2項の予備調査の結果の報告を受けた場合は、報告を受けた後速やかに、最高管理責任者に報告するとともに、告発者、被告発者及び被告発者の所属するグループの執行役員に通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項の予備調査の結果の報告を受けた場合は、原則として報告を受けた日から5日以内に、告発等の内容の合理性を確認し本調査の要否を判断するとともに、本調査の要否を配分機関に報告する。

(本調査及び調査委員会の設置)

第9条 最高管理責任者は、本調査を行う必要があると判断する場合には、原則として判断をした日から30日以内に、本調査を行うための調査委員会を設置しなければならない。また、最高管理責任者は、本調査を行う必要があると判断する場合には、必要に応じて、被告発者等の本調査対象となっている者に対し、調査期間中、調査対象となっている競争的資金等の使用停止を命ずることができる。

- 2 調査委員会の委員は、最高管理責任者が指名する次の各号に掲げる者をもって組織し、その員数は3名以上でなければならない。但し、公正かつ透明性の確保の観点から、第3号に定める「当社と顧問契約のない第三者の弁護士又は公認会計士」については、1名以上指名しなければならない。なお、全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - (1) 告発者及び被告発者の所属するグループ以外のグループの執行役員
 - (2) 社外取締役
 - (3) 当社と顧問契約のない第三者の弁護士又は公認会計士
 - (4) その他特に必要と認めるもの
- 3 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知しなければならない。
- 4 調査委員会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 告発された事案に係る本調査（不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用又は不正受給の相当額等について調査する。）

(2) 不正行為等が行われたか否か、又は悪意に基づく告発等を行ったか否かの認定（以下「不正行為等の認定」という。）

(3) 不正行為等の認定に対し不服申立てがされた場合の再調査（以下「再調査」という。）

- 5 調査委員会は、原則として本調査を開始した日から150日以内に、前項第2号に定める不正行為等の認定を行うものとする。不正行為等の認定は、本調査により得られた物的証拠、関係者の証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行われなければならない。なお、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為等であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときには、不正行為等として認定する。
- 6 調査委員会は、前々項の任務遂行の結果を報告書にまとめ、最高管理責任者に提出しなければならない。また、最高管理責任者は、当該結果を告発者、被告発者及び被告発者の所属するグループの執行役員に通知するものとする。
- 7 調査委員会の事務局は、経営管理グループが行う。

（調査委員会の運営）

第10条 調査委員会には委員長を置き、委員長は最高管理責任者が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（協力義務）

第11条 告発者及び被告発者並びにその他の関係者は、予備調査及び本調査に対し、誠実に協力しなければならない。

（配分機関への報告及び調査への協力等）

第12条 調査委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 調査委員会は、原則として告発等の受理日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監督体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。
- 3 調査委員会は、本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 4 調査委員会は、配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況を配分機関に報告する。

- 5 調査委員会は、本調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関の資料の閲覧、現地調査に応じることとする。

(不服申立て)

第13条 不正行為等の認定をされた者は、当該認定に関して不服があるときは、当該認定に係る通知を受け取った日の翌日から14日以内に、書面をもって統括管理責任者に対して不服申立てをすることができ、統括管理責任者は、速やかに当該不服申立てを委員長に対し通知する。

- 2 委員長は、不服申立てが行われた場合で、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、再調査を行う必要があると判断したときは、速やかに再調査を開始するものとする。
- 3 不服申立てが行われた場合で、再調査を行う必要がないと委員長が判断したときは、統括管理責任者は、その理由を付して、不服申立てを行った者に通知するものとする。
- 4 調査委員会は、原則として再調査が開始された日から50日以内に、不正行為等の認定の全部又は一部を取り消すか否かを決定しなければならない。
- 5 調査委員会は、再調査の結果を報告書にまとめ、最高管理責任者に提出しなければならない。また、最高管理責任者は、当該結果を告発者、被告発者及び被告発者の所属するグループの執行役員に通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てが行われた場合、再調査の要否を決定した場合、並びに再調査の結果の報告書を作成した場合には、速やかに配分機関に報告しなければならない。

(公表)

第14条 不正行為等に関する公表は、最高管理責任者が行う。

- 2 不正行為等が行われたと認定した場合において、当該不正行為等が故意又は重大な過失によるものであるときは、原則として、不正行為等を行った者の氏名、不正行為等の内容その他必要な事項を公表するものとする。
- 3 不正行為等が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。但し、当該認定前に当該事案が外部に漏洩していた場合は、不正行為等が行われていなかったことその他の必要な事項を公表するものとする。
- 4 告発等が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該告発者の氏名その他の必要な事項を公表するものとする。

(競争的資金等の返還)

第15条 構成員による競争的資金等の不正使用又は不正受給により、競争的資金等を配分機関に返還する必要がある場合は、当該構成員がその返還金全額を負担することを原則とする。なお、懲戒処分は、「就業規則」に準じる。

第3章 その他

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、経営管理グループが起案し、取締役会の決議による。

(付則)

2025年3月19日施行